

平成 25 年 5 月 21 日

会 員 各 位

一般社団法人 長崎県建設業協会

会 長 谷 村 隆 三

〔 公 印 省 略 〕

公共工事等の適正な履行について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、東日本大震災や昨年 7 月の九州北部豪雨災害など大規模災害が相次ぐ中で、被災地における迅速な復旧・復興を通して、地域建設業の果たす役割が注目され、その重要性が再認識されているところであります。

そのような中、長崎振興局発注の除草作業業務委託に関して、関係書類の偽造など不適切な行為が確認されており、県が関係業者に対して 4 月 17 日に指名停止措置がなされております。

今回の件は、当事者のみならず、県民の安全・安心な地域づくりに貢献している建設業界全体への信頼を揺るがすものであります。

つきましては、公共工事等における適正な履行について、コンプライアンスの確保に徹底して頂くよう、長崎県土木部長より通知がありましたのでお知らせいたします。